

社会資本整備審議会建築分科会

第23回建築環境部会及び第20回建築基準制度部会合同会議

令和4年1月20日

【事務局】 本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。よろしく申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議による開催としております。委員の皆様は、原則としてカメラをオンにしたままでお願いします。

また、マイクはミュートとしていただき、御発言の際にマイクをオンにさせていただきますようにお願いします。カメラはオンで、マイクはミュートにさせていただくようお願いします。御発言の際にマイクをオンにしてください。

資料は事前に電子データで委員の皆様にお送りさせていただいております。お手元に御用意ください。また、本日はウェブで生中継しております。傍聴の方がおられますので、御承知のほうよろしく願いいたします。

また、資料及び議事録については、国土交通省ホームページ上で公開することとしております。議事録は委員の皆様にご確認いただいた上で、委員の名前を伏せた形で公開いたします。あらかじめ御了承ください。

それでは開会に先立ちまして、事前に送付させていただいておりますが、資料の確認をさせていただきます。配布資料一覧がございますが、これにございますように、資料1-1が報告案、29ページの白黒のものでございます。資料1-2がこの報告案の概要で、1枚のものでございます。資料1-3が参考資料で、カラーのパワーポイント100数十ページのものでございます。資料2がこの報告案についてのパブリックコメントについてということで、これは白黒の全部で71ページのものでございます。それから資料3が報告案の修正点で、4ページのものでございます。

このほか、参考資料1が建築環境部会の皆様の委員名簿、参考資料2が建築基準制度部会の皆様の委員名簿、参考資料3が社会資本整備審議会令の抜粋、参考資料4が前回部会時点からパブリックコメントに付すまでの報告案の修正点についてということで、資料をお配りいたしております。

欠落等がございましたら事務局までお申出ください。よろしゅうございますか。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。建築環境部会、建築基準制度部会の委員の皆様につきましては、参考資料1及び参考資料2の名簿のとおりでございます。これらの委員名簿をもって、委員の先生方の御紹介に代えさせていただきます。

続きまして、定足数の確認ですが、本日は建築環境部会及び建築基準制度部会の合同会議として開催させていただいております。建築環境部会につきましては、部会委員及び臨時委員の11名のうち11名、建築基準制度部会につきましては、部会委員及び臨時委員14名のうち10名の御出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条により、両部会、いずれの会も成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。その他複数名の委員が遅れて御出席いただく予定でございます。

これから議事に入ります。以後の議事運営につきましては、両部会の部会長にお願いしたいと思っております。部会長、よろしく申し上げます。

【部会長】 本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは議事次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議事は、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策のあり方（第三次報告案）と、建築基準制度のあり方（第四次報告案）についてでございます。前回の両部会の合同会議では、報告案について御審議いただき、その後、同報告案について、事務局においてパブリックコメントを実施しております。本日の合同会議では、パブリックコメントの意見等を踏まえて、両部会としての報告を取りまとめたいと考えております。

パブリックコメントの意見の結果と、前回の合同会議での報告案からの修正点について、事務局より説明を受けた後に、各委員より御意見をいただきたいと思います。

では、資料の説明を事務局にお願いいたします。よろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、資料2と資料3を中心に御説明したいと思います。前回の合同会議の後、合同会議での御意見を踏まえて修正したものをパブコメにかけたわけですが、その修正点については参考資料4としてお配りしておりますので、必要に応じて御参照いただけたらと思います。

パブコメにつきましては、昨年12月9日から1月7日まで1か月間、パブコメを実施いたしました。その結果を資料2に取りまとめております。また、パブコメをした報告案から

修正点を資料3としてまとめておりますので、その2つについて御説明したいと思います。

資料2でございます。パブコメの概要としまして、意見の提出件数は208人の個人・団体から合計851件の意見がございました。2ポツでパブコメの意見の主な例ということで御紹介したいと思います。

最初に(1)としまして、直接報告の内容に関係ある意見といたしまして、まず、省エネ基準の義務化に関しましては4つほどございまして、全ての建築物に省エネ基準の適合を義務づけるべきという御意見のほか、小規模な建築物については建築士による説明義務を維持してほしい、あるいは住宅の技術化が加速し文化が失われることから、適合義務化はしないでほしいという意見もございました。

また、建築士の習熟度を確認しながら確実に進めるべきという御意見もありました。

それから、省エネの性能表示につきましては、義務づけるべきという意見のほか、利用する側の視点に立ってその在り方を慎重に検討すべきという意見がございました。

既存建築物への適用義務化については、増改築部分のみを適用すべきという御意見。

それから再エネにつきましては、対策は効果のあるものとして賛同するという御意見のほか、太陽光発電につきましては、地域の環境・景観に配慮すべき、あるいは、地方公共団体の再エネの導入義務化についても可能とすべき、そういった意見がございました。

確認審査の対象につきましては、階数2以上、または延べ面積200平米超の建築物について、都市計画区域の内外に関わらず、確認・検査の対象として、構造安全性も含めて審査の対象とする案について早期に実施すべきという御意見のほか、そもそも審査省略制度は全て廃止して、全ての建築について構造安全性をチェックすべきという御意見、あるいは現行の審査省略制度は現実的であるため、現状維持でよいのではないかという意見もございました。

構造計算につきましては、安全性が向上する方向であるので賛成、ただし構造計算の義務化については、技術者等の不足を考えると安易に進めるべきではないという御意見があったほか、全ての建築物について構造計算を行う対象としてほしいという御意見もございました。

伝統木造につきましては、適判、適合性判定の審査の義務はぜひ外してほしいという御意見があった一方で、適判の省略の見直しは行うべきではないという意見もございました。

防火規定につきましては、3,000平米を超えても、準耐火構造とするということで設計の選択肢が増えて、木造利用が促進されると考えられるという御意見。集団規定につつま

しては、接道義務や道路内建築制限の基準に係る遡及適用の合理化について、大規模修繕等以外にも、増改築についても考えてほしいという御意見もありました。

以上が直接内容に関係する御意見でございます、(2)としまして、今後の技術基準に関する意見としましては、まず断熱性能に関しまして、より高い水準とすべきという御意見のほか、引上げは慎重に対応すべきという御意見もありました。

また、現行基準では低過ぎるので、高い基準を義務づけて引き上げるべきと。省エネ量ではなくてLCCO₂によって評価すべきという御意見。あるいは高断熱化に伴い、住宅の開口部が小さくなる傾向があり、規制を含めて対応すべきという御意見もありました。

それから未評価技術につきましては、省エネ性能の評価を迅速化すべきという御意見をいただいております。

再エネにつきましては、太陽光発電に限らず、太陽熱、地中熱、バイオマスなど、その他の再エネの導入促進を図るべき。敷地外についても評価を検討すべき。

あるいはこれは建築物の高さ制限の特例につきましては、再エネ設備の下を駐車場とすることに加えて、設備機器置場とすることも対象としてほしいという御意見もございます。

それから構造規定の壁量計算につきましては、省エネ化に伴って重量化している壁量の基準について、実際にこれは政令以下で対応するわけですけれども、構造用合板必須とならないようにしてほしいという御意見のほか、仕様規定ルートを今後も採用するようにしてほしいという御意見をいただいております。

防火につきましては、スプリンクラー設備の設置等の対策を考慮してほしいという意見のほか、既存建築物の遡及適用の合理化については、大規模建築物についても改修を進めやすくするようにしてほしい、そういった御意見をいただいております。

採光規定につきましては、見直しにつきましては、新築住宅についても検討してほしいという御意見のほか、窓のない居住環境の悪い建物に住まわされることのないように制度設計してほしいという御意見をいただいております。

その他、用途変更時の現行基準に適合させる改修についても、合理的な手法を提案してほしいということや、検査済証がない既存建物が非常に多く存在するので、それらの建築物の増改築等を円滑化するための制度設計が必要と考えるといった意見もいただいております。

(3)としましては、周知・運用に関するような意見でございますが、まず省エネにつきましては、確認申請手続が停滞しないように十分配慮してほしい、それから省エネ改修に対する支援の充実が必要、気候風土適応住宅を推進してほしい、国民に対する様々なメリット

等について啓蒙・情報提供を推進すべき、そういった意見をいただいております。

それから確認審査の対象の見直しに関しましては、改正には適切なスケジュールを組んでほしい、あるいは申請者、設計者、審査者等に対する十分な周知をすべき、そういった意見をいただいております。

防火規定につきましては、合理化につきまして、新たに整備する検証法や仕様規定は簡明なものにしてほしいという意見をいただいております。

集団規定の高さ制限の特例につきましては、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認するための具体的な判断基準を国で示してほしいという意見をいただいております。

最後に（４）としまして、引き続き検討すべき課題に関連することとして、これは少ないですけれども、木造化の促進に向けて、内装制限や排煙設備の規定についてさらに合理化してほしい、そういった意見をいただいております。

以上が主な御意見でございまして、個別の意見につきましてはそれ以降のページに、かなり大量にあり、ボリュームの関係上、説明は割愛させていただきますけれども、表の形にしております、左側の主な意見に対して見解・対応等について記載させていただいておりますので、必要に応じて御参照いただきたいと思います。

こういったパブリックコメントを踏まえまして、資料３の部分、これは修正点についてまとめたものですが、資料１－１が本文でございまして、報告案でございまして。こちらは溶け込んだ形にしておりますので、必要に応じて資料１－１も併せて御確認いただければと思います。

修正点としましては、まず１つ目に、タイトルとしては仮称を今回取りました。

２つ目に、「はじめに」のところで、温室効果ガス排出削減目標などとして書いておりましたが、吸収源対策も含まれるのでという御意見もありましたので、排出という言葉削除させていただいております。

あと修正３番目で、６ページ目のところに注釈、このＺＥＨやＺＥＢなどの注釈を入れてパブコメにかけたわけですけれども、このＺＥＨの部分について記載ミスがありまして、再生可能エネルギー等の「等」が抜けておりました。この「等」はコジェネも含むという趣旨ですけれども、経産省のフォローアップ委員会でも「等」が入っておりますので、その表現の適正化をしております。

修正点４につきましては、これもパブコメ前に先生方、委員の方々からいろいろな御意見

をいただいて、快適性や健康面のメリットなども追加してパブコメにかけたところですが、そこについてさらに、住まい方も大事だという御指摘がございましたので、省エネ性能の高い住宅の適切な住まい方なども含めた情報提供を通じ、という形で追記させていただきます。

5番目は省エネの現状と課題のところと、講ずべき施策のそれぞれについて、地中熱が書いていないではないかという御指摘がありましたので、パブコメいただきましたので、例示をそれぞれに追加させていただきます。

修正点7につきましては、これは事務局の単純なミスですが、誤記がありましたので、木造の耐火設計と直させていただきます。

修正点8につきましては、これは木材利用の部分の構造関係規定のところと、簡易な構造計算の可能な範囲について、13メートル、9メートル以下から、高さ16メートル以下に見直しと書いておりましたが、この点、4階以上も対象となるのかという御意見が多数ございましたので、事実誤認を排除するために、表現を明確化するために、階数3以下ということで追記しております。

修正点9ですが、確認検査制度に関する申請側、審査側への周知・習熟「等」をきめ細かく行うという、「等」としておったんですが、体制整備についてもきちんと書いてほしいという御指摘がありましたので、「等」でまとめなくて、きめ細かく行うなど、申請側、審査側の体制整備について十分な期間を確保し、万全を期すことということで、省エネパートでも同じように書いていますので、こちらでも同様にきちんと書くことにいたしました。

それから10番目です。これはもともと高度な構造計算が本来不要な小規模建築物と書いていたのですが、小規模の建築物は高度でなくても簡易な構造計算も通常不要でございますので、表現の適正化をするために、通常は構造計算によることなく仕様規定により構造安全性の確保を行う小規模な建築物、と表現を適正化しております。

最後のページ、修正点11です。こちらはパブコメで御指摘があったというよりは、前回の12月7日の合同部会後の状況変化を踏まえたもので、事務局で追記させていただいた部分です。大阪で火災がございました。それについて、現状と課題と、講ずべき施策のそれぞれについて追記させていただきます。

現状と課題については、直近で12月17日に大阪市内で発生したビル火災において、多大な人的被害が生じており、既存不適格建築物について防火上・避難上の安全性の確保を図る必要があることを追記させていただきます。

それに対応する形で、修正点12です。既存建築物に対する現行基準の遡及適用の合理化を図るところに、このうち防火・避難規定に係るものについて合理化の対象となる具体の基準や前提条件等を定めるに当たっては、直近の火災事案を踏まえて、既存建築ストックの長期活用の推進に資する改修等の円滑化と、防火上・避難上の安全性の向上の両立が図られるよう、十分に配慮する、そのように書かせていただいています。

具体的には政令以下で、この基準の検討の際に、こういった対応を検討することになる予定でございます。

最後に「おわりに」の部分です。ここに赤字で書いていますように、多数パブコメいただきましたので、予算・税制・融資等における省エネ対策の重点的な支援について、あるいは体制整備の支援について、それぞれ書かせていただきますことと、飛ばしましたが、特に2025年度以降の新築に対する省エネ基準の全面義務化に向けた体制整備を着実に進められるよう、本報告を実現するための法案を速やかに国会に提出するとともに、先ほど申しました重点的な支援や体制整備の取組を求めるという形で入れさせていただいております。

それから最後の部分で、報告書の案に対する意見以外に、今後の技術基準のあり方等についても意見をいただいていますので、このような取組に当たっては、審議会での意見やパブコメで寄せられた意見についても参考とすべきであると追記をしまして、まとめさせていただいております。駆け足になりましたけども、以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等を承りたいと思います。

御発言いただける方は、よろしければ、ウェブ会議システムの「手を挙げる」という機能により、前回も同様だったと思いますけども、挙手をお願いしたいと思います。

また、発言に当たっては、各委員、お名前をおっしゃっていただいた上で、ミュートを外していただき、該当する資料やページ番号等お示しいただければと思います。

それでは、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

あまり手が挙がらないようですけども、事務局から御説明いただきました大きな変更は最後の4ページ、年末に大変痛ましい火災が起きて、そのことを踏まえて追記することと、終わりのところをより丁寧に書くところが大きな変更点で、1ページから3ページまでは割に軽微な変更で、大体は前回御議論いただいたものにパブコメを反映いたしましたけれども、大きな変更はないということで、あまり御意見、手が挙がらないのかもしれませんが、いかがでしょうか。

手を挙げられた順番が分からないですが、まず〇〇先生、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 諮問内容に即して、意欲的な政府の中期目標を達成するために、国交省が取り組まれる施策について、大変的確におまとめになったと思います。住宅性能表示制度の改正など施策の推進に役に立つ対応がなされたと思います。

質問がございます。23ページの5、引き続き検討すべき課題等の4番、新材料・新技術の導入を促進するための制度のあり方について、補足説明をいただきたいと思います。

報告書全体を通して、技術開発に関する言及は、明示的にはあまり多くなされていないようです。今まだ十分に認められていない省エネ技術の評価方法の整備等は記載されていますが、政府の中期目標が非常に意欲的で、高い目標設定をしていますので、技術開発も行わないと目標達成は厳しいのではないかと思います。

予算のところに省庁連携で取り組まれると書かれていますが、これまで以上に、脱炭素社会の実現に向けての技術開発について、民間が積極的に取り組めるように支援制度を拡充する必要があると思います。各企業が協調的に研究開発する分野もあるので、それに対する政府の支援や、政府が積極的に関与していくことが必要です。国立研究開発法人を活用することもあろうかと思います。23ページの5の4について、今後の考え方、あるいは予算に対する取組について御紹介いただければありがたいと思います。以上です。

【部会長】 今、〇〇委員から、23ページの18行目、4番で一行書いてあるけれども、この背景にいろいろお考えのことがあるのではないかということについて御説明いただきたいということです。これはどなたかに御説明いただければよいでしょうか。

【事務局】 御指摘のとおり、いろいろなその技術開発、あるいはそれを受け止めていくことは今後非常に、さらに重要になってくると思っております。

そういった新しい先導的なものを支援するというような補助制度もございますし、あるいは省エネも含めて、建築基準関係のものも含めまして、基準の高度化を民間の機関と一緒に進めていくための枠組み補助制度などもございます。

さらに今回もそうですけれども、筑波の建築研究所、国土技術政策総合研究所、今回もそちらの研究所の総プロの成果などもかなり活用させていただいております。

建研や国総研との連携も今後ますます重要になってくると思っておりますので、そういった連携体制もしっかりつくって進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先生方の御指導も含めまして、新しい技術開発、あるいはそれを受け止めていくことも、評価するということも含めて、進めていければと思っております。

特に省エネ分野では、未評価技術の評価について、いろいろな御意見もいただいておりますし、そういったことも進めていきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇先生、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。既存の補助制度もあります。より高額な、より大きな予算を認めてもらいたいという意見もあるかに聞きます。できれば予算的な面での拡充と、より大きな研究開発ができるように上限額を上げてもらうなど、工夫をしていただき、民間の研究開発が活性化するようにお取り組みいただければ幸いです。

【部会長】 報告そのものを書き換える必要はないという御意見と承らせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 発言の機会を設けさせていただきまして、ありがとうございます。終わりにも、中小工務店への支援ということも記入いただきまして、本当にありがとうございます。省エネについても一定の多様性のことが記載されたことも、本当にありがたいと思っております。

1点質問ですが、「おわりに」のところで、国会への早期の提出ということですが、先に報道にもありましたが今議会の提出に改正省エネ法が入らなかったということで、その辺りの経緯を伺えればと思っております。以上です。

【部会長】 どうしましょう。御返事はどなたが。

【住宅局長】 御質問いただきました法案の状況につきましては、今週、国土交通省のホームページにも掲載しておりますけれども、検討中の法案ということで、建築物省エネ法等の改正を登録している状況です。

こちら、今国会で審議をしていただくことが可能になった状況になりましたら、提出をするということで、検討を進める法案でございますので、今国会への提出を見送ったということではございません。あくまでもこれは提出に向けて検討を進めるという法案の位置づけでございますので、委員会での御議論を踏まえまして、国土交通省として、今後、提出に向けて検討を進めていくという状況でございます。

【部会長】 局長、ありがとうございます。私もニュースを聞いて、えっと思いましたけれども、この審議会での議論は、国土交通省に対する答申をいかにまとめるかということで、最後にも書かれているように、これを早急に法制化してほしいという書き方をしておりますので、今、局長がお答えになった形だと思っておりますけれども、この審議会の議論としては、

今までと何ら変わらなく進めることにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。御意見どうもありがとうございました。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 続いて〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 発言させていただきます。

まず、原案どおりで賛同いたしますと申し上げて、コメントさせていただきます。昨年10月4日に建築分科会、環境分科会が開催されてから、短い時間でございましたけれども、大変よく検討いただきありがとうございました。

今回のパブリックコメントの内容を見てみると、カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅分野の対策を加速すべきであるというような意見が多くあったと感じています。

前回の第二次の報告書を出されて、2019年の5月に国会で建築物省エネ法が改正されましたけれども、当時と比較して、この間の社会的な情勢が生産者の意識にあり、これが大きく影響して変わってきたのではないかと感じます。

年末に発表された住宅ローン減税などの措置に、非常に今回の省エネの住宅をうまく取り組んでいただいて、大変すばらしいと思っておりますけれども、住まい手に今回のような変化をしっかり知らせていく必要があるのではないかと思います。

非住宅のZEBなどはまだまだ、新築の非住宅建築物の0.5%にも棟数で満たしていません。一般の方は、自動車などはすごく変わっていると思われるんですけども、住宅・建築も変わっていくんだということを知らせていくことが必要だと思います。

また、実際の運用時のエネルギー消費量や、健康性、快適性が上がったというような、今回の政策効果をきちんと確認していただけると、今後の政策にいいのではないかと考えています。

また同時に、省エネ法も今、改正が検討されておまして、今後これらとの整合性も御検討いただけるとよいのではないかと思います。以上です。ありがとうございます。

【部会長】 〇〇先生、ありがとうございました。あり方検討会でしたか、〇〇先生がおまとめいただいた委員会等でも、本当にありがとうございました。

〇〇先生がおっしゃられたように、建築、住宅の分野では、かなりこの問題、皆さん認識するようになっておりますけれども、私の周りを見ても、全く一般の方は、ほとんどそういうことを感じていらっしゃらないという方も大変多いと思っております。

今回の変更点で、その辺り、住まい方をきちんとしていただくためにどうしたらいいかと

いうことも、事務局で書き加えていただきましたので、そういう形でよろしいかと思いを。

それから〇〇先生も言及されましたけども、今日、聴講されている方々もたくさんおられると思います。その中で、パブリックコメントをお寄せくださった方もたくさんいらっしゃるかと思いますけども、今回、先ほど御説明がありましたように、大変多くのパブリックコメントをいただきました。お寄せくださったことに本当に感謝したいと思います。

ただ、そのパブリックコメントも、両論が書かれているものが実は多くて、進めるべきだということと慎重にすべきだということも多くあって、その辺りを見て、事務局が今回の案を出してくださったと思っております。〇〇先生、ありがとうございました。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。特段、御発言ないでしょうか。

今、〇〇先生がまとめてくださったようなことを皆様もお感じになっていただいているのかと思いますけれども、よろしいでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 どうもありがとうございます。

いろいろ拝見しまして、まず、このパブリックコメントの答えをまとめていただいたものについての公開はいつになるのかということ、まず一つ。

それから、今回の報告書案の中で、引き続き検討すべき課題等というところでかなりの多分野にわたって書かれているのですけれども、この辺りは具体的にはどういった進め方で検討されていくのかが、分からないのです。その辺をかいつまんで御説明いただけると。

例えば、こういうことについては、また今後も委員会を設置して検討していくなど、先ほど筑波の研究所等との協力を得てみたいなお話もありました。そういったことをもう少し詳しく御説明いただけるとありがたいです。

【部会長】 ありがとうございます。2点いただきました。1つはパブリックコメントの回答の資料2の内容が、どういう形で公開されるのか。これは今日の審議会の資料ですから、当然そのまま公開されると思いますけれども、その時期について、まず御返答いただければと思います。

【事務局】 本日、資料でお示ししておりますパブリックコメントへの考え方、答えのものにつきましては、この会議、それからこの後分科会も予定しておりますので、一連のものが終了しましたら、速やかに国土交通省のホームページでも公開していきたいと思っております。

それからもう一点、引き続き検討すべき課題として挙げていただいているものにつきましては、かなり多種多様な、多分野にわたる課題を提示していただいております。

この中には、技術的な基準として詰めていくようなものにつきましては、先ほどにも少し話が出ていましたが、既存の枠組み、その技術基準、技術的な中身を私どもの研究所等々と詰めていくというようなものもございますし、あるいは制度のありようといったようなものについては、すぐさまこういう場でというものが定まってないものもございます。

中期的、長期的な課題等につきましては、今後どうしていくかというところについては、この審議会で提示していただいたものについて、住宅局でどのようにやっていくか今後検討していきたいと思えます。

【部会長】 ○○委員、よろしいでしょうか。

続いて○○先生、御発言をお願いいたします。

【○○委員】 ありがとうございます。

まず、修正点を含めまして、いろいろな点を盛り込まれて作成くださったということで、どうもありがとうございます。建物のライフサイクルを通じたCO₂削減の取組というメッセージが非常に明確になったのかと思えます。

多様な再生可能エネルギーの活用ということで、また消費者の経済的負担への配慮も盛り込まれているという点で、非常に評価できるものではないかと思っております。

先ほど住まい方という点が出ておりましたけれども、環境配慮住宅ということで、一つ追加的な点という位置づけになるのかと思いましたがけれども、これからEVやPHVの使用普及ということで、そういった住宅、それから移動、車という全体的な地域の暮らし方ということを考えていきますと、家庭用の蓄電システムや屋外コンセントなどのような、再生可能エネルギーとセットで考えられるようなものも、技術開発の視点とあわせ、文言がどこかに入らないかという感想を持ちました。

必ずしも入れなくてもいいという気もしますけれども、再生可能エネルギーと蓄電システムによる電力の安定化という観点からしますと、何か文言が入らないかと思った次第です。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。もっともな御意見だとも思いますけれども、入れなくてもいいということであれば、そのようにさせていただければと、今の段階では思いますが、事務局から何かコメントあるでしょうか。

【事務局】 必ずしも住宅建築分野にとどまらないような課題かとも思えます。政府全体でもいろいろな場面で今後検討が進められていくと思えますし、我々としても各省と連携しながら進めていくものは進めていくということかと思っております。

技術的な面につきましては、先ほども御意見がありました、その新技術の導入といったようなことについては、技術開発の促進、あるいは制度的な受け止めというところについては、我々としてもいろいろな分野にわたって、御指摘のような課題だけではなくて、いろいろな分野にわたって考えていかないといけないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇先生、大変貴重な御意見ありがとうございます。現段階で、あと3人の方、委員の方の手が挙がっております。時間もありますので、3人の方、簡潔に御意見を言っていただければと思います。

まず〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇委員】 今回、的確にまとめていただきましてありがとうございます。13ページの②の(1)のところで、特例の許可を建築審査会が同意をして出すという、こういう柔軟な制度を提案されています。パブリックコメントの中にもありましたけれども、市街地環境に対しての影響ということもありますので、個別の判断になるとはいつても、審査の目つけどころといたしますか、何らかの準則なり考え方のようなものは、なるべく早い段階で出すような形で、建築審査会が働きやすくなるような工夫は必要ではないかと思いました。運用の中で、そういう工夫をいただければと思います。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。今後の進め方の参考にしていただければと思います。ありがとうございます。続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。質問させていただきたいと思っております。今回の答申は、様々な方の意見を取りまとめ、最後の部分には審議会での意見やパブコメの意見も参考とすることを付け加えていただいたので、私たちの意見も含めて反映していただいたかと思っております、ありがたいと思っております。

答申の中で、今後慎重に進めていくという表現がありますが、この審議会が終了しても、2025年までには義務化に向けて、検討が続いていくと思っておりますので、審議会を終えた今の段階で、このあとの検討スケジュールで、何かもし当初から変わったことがございましたら教えていただきたいというのが一つです。

それから建築の文化的要素を、省エネによって壊されてしまうようなものにはならないようにという意味のパブコメの意見もあったかと思っております。既存の技術のエネルギー消費量で、例えば快適なくらしのために床暖房などを導入し、エネルギー消費量の計算に入れていくと、基準を満たすのが難しくなる場合がありますが、今後外皮基準やエネルギーの基準

がレベルアップしていくと、実は採用しにくくなる既存の技術もあるかと思えます。

答申には、今後検討する課題の中に、新材料や新技術などもありましたが、既存の快適性を生むようなものに関する、技術的やエネルギー的な改善検討も促進できるような方向に、これは答申に反映という意味ではありませんが、進めていただけたらありがたいと思えます。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。今の御発言に対して、何か事務局で返答がありますか。半分応援というか、しっかり進めるようにという、エールかとも思えます。

【事務局】 大きなところといたしましては、この報告にも書いていますとおり、あと2025年の省エネの義務化に向けて、我々としては、各種施策に取り組んでいきたいと思っておりますし、法案につきましても、先ほど局長から申し上げたとおりでございます。

また一方で、前回部会でも御意見があり、追記をさせていただいた案でパブコメしておりますけれども、気候風土適応住宅の公共団体の要件設定の促進といったようなことも入れさせていただきまして、パブコメでもそういう適合義務化を進めるとともに、一方でそういったことも進めてほしいといったような御意見もございましたので、そういったものも進めていければと思っております。

また、評価の関係では、本文で現在評価されていない省エネ技術の評価方法の整備を図るというような形で、特に評価技術の評価方法の整備についても取り組んでいきたいという、報告の中に入れていただいておりますので、私どもとしても取り組んでいきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 今後のスケジュールについては、あらためて検討すると考えてよろしいですか。

【部会長】 いかがでしょう。

【〇〇委員】 もし全体スケジュールで、具体的なイメージが決まっていたら、教えていただきたいと思った次第です。

【住宅局長】 常に地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画で閣議決定が行われているような事項、例えば2025年度に基準の全面適合義務化など、いろいろなことが閣議決定で行われていますので、そういうスケジュールをきちんと実現すべく、進めていくところは全く変わっておりません。

それ以外のスケジュールについても、昨年8月に三省合同の検討会で取りまとめていた

いただいた今後のスケジュール、工程もきちんと守るべく進めていきたいと考えております。

【部会長】 よろしいでしょうか。それでは〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。大変よくまとめていただきまして、感謝申し上げます。手短に1点だけコメントさせていただきます。

再生可能エネルギーに関しては、例示もしていただいて、分かりやすくなっていることはよかったですと思います。

その一方で、建築物におけるというような表現に終始しているため、オンサイトのことを説明されているということになります。オフサイトの再生可能エネルギー利用に関しても、どういう位置づけとなるか、否定するものではない、導入する可能性も検討すべきなどの表現も加えてもよかったですのかと思いました。以上でございます。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。多少、今回そのことは入ったような気が私はしていましたが、何かコメントはありますか。

【〇〇委員】 面的な利用が大事だということには少し触れられているようですけれども、何となく、それ以上書きづらかったのかと推察しました。

【部会長】 ありがとうございます。御意見として承るということでよろしいでしょうか。

【住宅局長】 先ほどの〇〇先生の関係で、フォローしてもよろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【住宅局長】 先ほど〇〇先生から、EVやPHVのような、自動車と住宅の連携についての御指摘がございました。昨年3月に閣議決定をいたしました住生活基本計画におきまして、今後進めるべき基本的な施策といたしまして、レジリエンス機能の強化に資する住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図るV2Hの普及を推進するというのが、基本的な施策として位置づけられてございますので、住宅政策としては、そういう基本的な計画の中で、そういう方向に進めていくことを位置づけているところでございます。御参考までに。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいままで、幾つかの大変有益な御意見をいただきました。特に、この報告書案について、ここのところは絶対にこう変えるべきだという意見はなかったと取りたいと思っておりますけれども、この議論を行った上で、両部会としての報告を取りまとめたいと考えておりますが、今日の資料1-1の報告案について、御承認いただけますか。

ここの部分だけリモートだと非常にやりにくいですが、異議なしという方は何人

か、手を挙げる機能を使っただけですごくありがたいですけど、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 かなり挙がりました。ありがとうございます。「異議なし」と御発言があったとさせていただきます。

御異議がないようですので、この案を採って成案としたいと思います。この報告については、この後開かれます建築分科会において報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、昨年10月から4回にわたって御審議いただき、多くの意見と協力をいただきましたこと、大変感謝いたします。ありがとうございました。

次に、議事(2)にその他とありますけれども、何かございますか。

【事務局】 今後の予定につきまして、御説明させていただきます。

この後15時、午後3時から、第46回建築分科会を開催いたしまして、先ほど合同会議で取りまとめたいただきました報告についてお諮りさせていただく、分科会にお諮りさせていただく予定としてございます。

分科会の委員、重複しておられる委員の方、多数おられますので、分科会の委員にもなっておられる方におかれましては、こちらも同様にウェブ形式でございますが、改めて御出席のほどよろしくお願いを申し上げます。

入るアドレスにつきましては、分科会の委員の皆様には別途御案内しておりますので、御確認をよろしくお願いたします。

また、それ以外の方におかれましても、事前にもう御案内しておりますが、この分科会はy o u t u b eで傍聴いただけますので、傍聴につきましても御検討いただければ幸いです。

建築分科会でも御承認いただきましたら、建築分科会の報告として建築分科会長から社会資本整備審議会会長へ報告をし、審議会長の御了解を得た後、国土交通大臣へ答申として御提出いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

最後に、住宅局長から御挨拶を申し上げます。

【住宅局長】 事務局を代表して御礼の御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、昨年10月から本日まで4回にわたり熱心に御議論をいただき、誠にありがとうございました。いろいろと制約が多いウェブ形式での開催に辛抱強く御協力いただきましたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。また、特に短期間での取りまとめに御尽力をいただきました部会長に、改めて感謝を申し上げたいと存じます。おかげさ

まで、建築分野における省エネ対策、木材利用の促進及びストックの長寿命化の具体的な推進方向をお示しいただけたものと考えております。

紹介がございましたように、この後、建築分科会にまとめていただいた報告をお諮りする予定です。分科会の委員におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、分科会委員以外の皆様におかれましては、今後講ずべき施策について、関係者の皆様に広く共有していただきまして、必要な体制整備等に関し、今後御協力をいただきますようお願い申し上げます。私の御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

【部会長】 局長、ありがとうございました。

本日の議事につきましては、以上で全てとなります。熱心な御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第23回建築環境部会及び第20回建築基準制度部会合同会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

— 了 —